

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年三月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）山陽マルナカ新早島店

所在地 都窪郡早島町前瀧字三ノ割二五五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五―二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場一及び二 午前七時三十分から午後十一時三十分まで

(変更後)

駐車場一 午前七時三十分から午後十一時三十分まで（駐車場一の一部については、午前七時三十分から午後十時まで）

駐車場二 午前七時三十分から午後十時まで

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 四箇所

(変更後) 四箇所（入口三及び出入口四については、午後十時から翌日午前七時三十分まで閉鎖する。）

4 変更年月日

平成二十四年二月十七日

二 届出年月日

平成二十四年二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年三月二日から同年七月二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び早島町環境産業課